

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	介護保険事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都品川区長

公表日

令和7年8月1日

項目一覧

I 基本情報

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

III リスク対策

IV 開示請求、問合せ

V 評価実施手続

(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の内容	<p>品川区は「介護保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下、「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を介護保険にかかる以下の事務において取り扱う。</p> <p>①年齢到達・転出入・死亡等の各種住民票異動情報を連携し、被保険者の資格異動情報を管理する。 ②被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証・受給資格証明書・資格者証の交付処理を行う。 ③被保険者とその世帯員の住民税関係情報及び生活保護受給情報を各情報保有部署と情報連携し賦課・更正等の保険料算定、負担割合証・負担限度額証の発行及び高額介護サービス費・高額医療介護合算サービス費の自己負担上限額の決定を行う。 ④年金保険者から提供された情報を管理し特別徴収依頼や特別徴収中止依頼を行う。 ⑤災害など区条例で定めたものについて申請にて保険料減額または徴収猶予を行う。 ⑥収納データの消し込みを行い納付状況を管理・把握する。 ⑦介護保険料滞納者に対して収納データより督促状・催告状を作成及び送付や徴収員による納付折衝等を行う。 ⑧介護保険料滞納者に対して納付状況より給付制限を行う。 ⑨認定状況の把握のため、認定情報を管理する。 ⑩被保険者への給付事務を行うため、認定申請受理及びケアプラン作成のため認定情報を確認する。 ⑪給付状況の把握のため、給付情報を管理する(地域支援事業を含む)。 ⑫高額介護サービス費・高額医療介護合算サービス費の支給のため給付情報を確認する。</p> <p>申請・届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)で受領する。 保険給付及び保険料還付については、公金受取口座登録制度の運用を図る。</p>
③対象人数	<p>〔 10万人以上30万人未満 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	介護保険システム
②システムの機能	<p><個人番号関連></p> <p>①検索機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号により検索する機能 <p>②表示機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格管理等に用いる画面に個人番号を表示する機能 <p>③情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各医療保険者及び各後期高齢者広域連合から医療保険給付関係情報を取得し表示する機能 ・市町村長から地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報を取得し表示する機能 ・厚生労働大臣若しくは日本年金機構等から年金給付関係情報を取得し表示する機能 ・デジタル庁から公的給付支給等口座情報(以下「公金受取口座情報」という。)を取得し表示する機能 <p>④情報提供ネットワークシステム等を通じた情報提供機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システムが抱えている住登外データを団体統合宛名管理システムへ送付する機能 ・情報提供ネットワークシステムを通じた照会に対し、介護保険給付関係情報を提供する機能 <p>⑤国保連合会への情報提供機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の異動や要介護認定情報を受給者異動連絡票として抽出し国保連合会へ送付する機能 ・要介護認定等データを抽出し認定ソフトを通じて国保連合会にデータを送付する機能 <p>⑥セキュリティ機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の参照を抑制する職員権限の強化機能 ・アクセスログ取得機能等 <p><介護宛名・資格></p> <p>①宛名管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護住登外者の登録・変更・削除・照会を行う機能 ・住登者の宛名情報管理・照会を行う機能 <p>②被保険者の資格管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険資格(1号、2号)に関する資格の得喪、喪失管理を行う機能 ・住所地特例者施設入所者の登録／入所施設継続／解除を行う機能 ・介護保険被保険者証／資格者証の交付及び被保険者証の回収を行う機能 ・適用除外対象者の登録／解除を行う機能 <p><賦課・収納></p> <p>①所得情報管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者を含む世帯員の所得情報管理を行う機能 ・転入元自治体へ所得の照会が必要な対象者を抽出し他庁照会書の発行を行う機能 <p>②保険料算定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年次本算定、随時本算定の各処理において保険料の計算を行う機能 ・保険料決定通知書及び納付書の発行を行う機能 ・特別徴収者及び普通徴収者を管理し、特別徴収、普徴徴収により保険料の徴収を行う機能 <p>③保険料収納・督促・催告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料が過誤納である対象者について充当・還付処理を行う機能 ・保険料が未納／滞納状態にある対象者に対し督促状、催告書の発行を行う機能 <p><給付></p> <p>①現物給付審査依頼・実績払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者異動に基づく受給者台帳の作成や訂正連絡票の出力、償還連絡票の作成及び共同処理用台帳の作成を行い、国保連に提出を行う機能 ・現物給付実績の取込み、過誤再審査申立情報の作成を行う機能 ・給付実績をもとに高額サービス費の対象者勧奨、決定、支給を行う機能 ・返戻、過誤の管理を行う機能 <p>②利用者減免管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の利用者負担減免情報の登録管理を行う機能 <p>③居宅サービス計画依頼届の管理</p> <p><要介護認定></p> <p>①要介護申請情報の管理・受給資格証明書の発行を行う機能</p> <p>②要介護認定調査、主治医意見書情報の管理を行う機能</p> <p>③要介護認定情報の管理を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (伝送通信ソフト)</p>

システム2	
①システムの名称	伝送通信ソフト
②システムの機能	<p>①東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に委託している介護給付費の審査支払事務・介護給付適正化事業に係る情報の送受信 ②第1号被保険者介護保険料等の年金特別徴収情報の送受信</p> <p>本システムは国保連が運用するシステムであり、国保連との通信は国保連が整備する専用ネットワークにより行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (介護保険システム)</p>
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>①符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、本区内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報(連携対象)の照会及び受領を行う。</p> <p>③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して情報照会要求の受領及び特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>④既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合基盤システム及び住民基本台帳システム(以下「住基システム」という。)の間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等を連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>⑩システム管理機能 パッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム4	
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	<p>①宛名管理機能 既存業務システムから住登者、住登外者データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映する。</p> <p>②統合宛名番号の付番機能 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>③符号要求機能 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別 符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。</p> <p>④情報提供機能 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。</p> <p>⑤情報照会機能 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示又は、各業務システムにファイル転送を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー)</p>
システム5	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)
②システムの機能	<p>【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能</p> <p>【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (申請管理システム)</p>
システム6	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	<p>①申請データ取得機能 サービス検索・電子申請機能からの電子申請について、随時申請データの取得を行う。</p> <p>②介護保険システムへの連携 申請管理システムから取得した申請データはファイルサーバに保存する。保存したファイルサーバのデータを参照し、介護保険システムに転記する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス))</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第9条第1項 別表の100の項 ・番号利用法第9条第2項に基づく条例(品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月10日条例第59号)第4条第1項、同条第2項、同条第3項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>【情報提供の根拠】 2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、131、132、137、144、145、161の項</p> <p>【情報照会の根拠】 131、132の項</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 高齢者福祉課
②所属長の役職名	高齢者福祉課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
介護保険情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	<p>①介護保険法9条・13条で規定される第1号被保険者と第2号被保険者のうち品川区の被保険者番号を有する者及びその世帯員。</p> <p>②転出・死亡等の事由で品川区での被保険者として資格を喪失した者(適用除外者を含む)及び品川区の住民基本台帳に登録がない者のうち業務上必要な者(住民登録外の者)。</p>	
その必要性	介護保険業務における事務処理にあたり、番号利用法第9条第1項別表の100の項の規定により、被保険者の個人番号を管理する必要があるため。	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="radio"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="radio"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="radio"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="radio"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="radio"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="radio"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="radio"/>] 災害関係情報 [<input type="radio"/>] その他 (公金受取口座情報) 	
その妥当性	<p>番号利用法第9条第1項別表の100の項の規定に定められた業務を行う為に必要となる項目であるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号:対象者の特定や申請書の名寄せ・突合を行うため。 ・その他識別情報(宛名番号):個人番号や住民基本情報との紐付けに使用するため。 ・連絡先等:被保険者等への問い合わせのため。 ・4情報、その他住民票関係情報:送付先等の把握、介護保険料の賦課期日の判定等を行うため。 ・地方税関係情報:介護保険料の算定や負担割合・高額サービス費等の判定を行うため。 ・健康・医療関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報:介護保険被保険者資格の確認や介護保険料減免申請があった場合の要件確認等を行うため。 ・生活保護・社会福祉関係情報:介護保険料の算定を行うため。 ・介護関係情報:介護保険資格管理や介護保険料賦課・収納、要介護認定、介護給付の事務を行うため。 ・年金関係情報:年金特別徴収情報を連携するため。 ・災害関係情報:災害による減免処理のため。 ・公金受取口座情報:被保険者が希望した場合に限り情報保有機関に照会して取得し、給付金等の支給事務に用いるために記録するもの。 	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	高齢者福祉課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[<input type="radio"/>] 本人又は本人の代理人			
	[<input type="radio"/>] 評価実施機関内の他部署	(戸籍住民課、税務課、国保医療年金課)		
	[<input type="radio"/>] 行政機関・独立行政法人等	(日本年金機構、デジタル庁)		
	[<input type="radio"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人	(他市区町村)		
	[<input type="checkbox"/>] 民間事業者	()		
②入手方法	[<input type="radio"/>] 紙	[<input type="radio"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="radio"/>] 専用線	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム	
	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム			
	[<input type="radio"/>] その他	(サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス))		
③使用目的 ※	番号利用法第9条第1項別表の100の項の規定に定められた業務を行う為に必要となる項目であるため。			
	・資格管理			
	・保険料の賦課・徴収			
	・要介護(要支援)認定、保険給付			
④使用の主体	使用部署	高齢者福祉課・地域活動課(地域センター)・高齢者地域支援課		
	使用者数	[<input type="checkbox"/>] 100人以上500人未満	1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<p>①被保険者資格の管理 ・年齢到達・転出入・死亡等の各種住民票異動情報を連携し、被保険者の資格異動情報の管理を適切に行うために使用する。</p> <p>②保険料計算及び賦課 ・被保険者とその世帯員の地方税関係情報及び生活保護受給情報を各情報保有機関と情報連携し賦課・更正等の保険料計算を行うために使用する。</p> <p>・減免申請の要件確認に地方税関係情報・生活福祉関係情報を参照するために使用する。</p> <p>③保険料徴収 ・被保険者の保険料収納情報を管理及び保険料徴収方法の管理のために使用する。</p> <p>④要介護認定 ・転入者の要介護(要支援)認定を引継ぐため前住所地の認定情報を参照するために使用する。</p> <p>・2号保険者(65歳未満)の医療保険関係情報を参照するために使用する。</p> <p>⑤介護保険給付 ・負担割合証、負担限度額証の発行、高額介護高額サービス費、高額医療合算介護高額サービス費の支給および福祉用具購入費、住宅改修費の支給に地方税関係情報・生活福祉関係情報を参照するために使用する。</p> <p>また、番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定された情報連携を実施するために使用する。</p> <p>⑥介護保険関係事務の支給要件の確認及び保険料の還付 ・情報連携を行い、公金受取口座情報を取得する。</p>			
⑥情報の突合	<p>・特定個人情報の正確性維持のために、既存住基システムと宛名番号による突合を行う。</p> <p>・保険料計算および賦課・収納の実施を目的として、宛名番号や個人番号を利用して地方税関係情報、医療保険関係情報、生活福祉関係情報、年金関係情報との突合を行う。</p> <p>・要介護(要支援)認定のため、宛名番号や個人番号を利用して住民票関係情報、生活福祉関係情報、障害者福祉関係情報、高齢者福祉関係情報の突合を行う。</p> <p>・保険給付のため、宛名番号や個人番号を利用して住民票関係情報、地方税関係情報、生活福祉関係情報、障害者福祉関係情報、高齢者福祉関係情報の突合を行う。</p>			
⑥使用開始日	平成28年1月1日			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> (2) 件 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1 介護保険システムの保守・運用		
①委託内容		介護保険システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査回答等
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	事前に書面による申請を受け、再委託内容や再委託先、理由等により許諾を判断する。許諾する場合には、再委託先事業者は、委託業者が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる能力があることが確認された事業者に限定することとし、委託業者は再委託先と締結する再委託契約において、委託業者と同等の安全管理義務を課すものとする。
	⑥再委託事項	上記①の委託内容のうち、必要最小限の範囲内で区が定める事項
委託事項2 介護保険認定審査事務等業務委託		
①委託内容		要介護認定申請情報および認定結果情報等の入力業務 福祉用購入申請書および高額介護サービス費申請書等の入力業務
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社日本ビジネスデータープロセシングセンター
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (28) 件 [○] 移転を行っている (4) 件 [] 行っていない	
提供先1	全国健康保険協会	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第2項	
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑦時期・頻度	隨時	
提供先2	健康保険組合	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第3項	
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑦時期・頻度	隨時	

提供先3	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第6項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第八条で定めるもの
③提供する情報	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	随時
提供先4	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第7項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	随時

提供先5	都道府県知事
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第11項
②提供先における用途	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[1万人以上10万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	隨時
提供先6	市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第15項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[1万人以上10万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	隨時

提供先7	市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第27項
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって第二十九条で定めるもの
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって第二十九条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[1万人以上10万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	随時
提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第38項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって第四十条で定めるもの
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第四十条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[1万人以上10万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	随時

提供先9	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第42項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[1万人以上10万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p style="text-align: right;">[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: right;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: right;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: right;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	隨時
提供先10	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第56項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[1万人以上10万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p style="text-align: right;">[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: right;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: right;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: right;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	隨時

提供先11	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第65項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p style="text-align: right;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: right;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: right;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: right;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	随時
提供先12	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第69項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p style="text-align: right;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: right;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: right;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: right;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	随時

提供先13	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第70項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第七十二条で定めるもの
③提供する情報	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第七十二条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[1万人以上10万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p style="text-align: right;">[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: right;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: right;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: right;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	隨時
提供先14	市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第80項
②提供先における用途	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって第八十二条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[1万人以上10万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p style="text-align: right;">[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: right;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: right;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: right;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	隨時

提供先15	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第83項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p style="text-align: right;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: right;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: right;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: right;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	随時
提供先16	市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第86項
②提供先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p style="text-align: right;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: right;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: right;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: right;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	随時

提供先17	市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第87項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	隨時
提供先18	市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第108項
②提供先における用途	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	隨時

提供先19	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第115項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	隨時
提供先20	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第116項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって第百十八条で定めるもの
③提供する情報	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百十八条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	隨時

移転先1	企画経営部税務課	
①法令上の根拠	品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 第2項	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者	
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	隨時	
移転先2	福祉部生活福祉課	
①法令上の根拠	品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 第2項	
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者	
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	隨時	

移転先3	健康推進部国保医療年金課	
①法令上の根拠	品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 第2項	
②移転先における用途	1 国民健康保険法による保険給付の支給または保険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの 2 高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者	
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	隨時	
移転先4	福祉部高齢者地域支援課	
①法令上の根拠	品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 第2項	
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施または保険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者	
⑥移転方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	隨時	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>＜紙ファイルについての措置＞ ・紙ファイルは鍵のかかる棚に保管する。</p> <p>＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。</p> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>
--------	--

7. 備考

II 特定個人情報ファイルの概要(提供先追加分)

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供先21	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第125項
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[1万人以上10万人未満]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	隨時
提供先22	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第128項
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって第百三十条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[1万人以上10万人未満]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	隨時
提供先23	市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第131項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって第百三十三条で定めるもの
③提供する情報	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第百三十三条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[1万人以上10万人未満]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	隨時

提供先24	市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第132項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	随時
提供先25	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第137項
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの
③提供する情報	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第百三十九条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	随時
提供先26	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第144項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	随時

提供先27	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第145項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であつて第百四十七条で定めるもの
③提供する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であつて第百四十七条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[1万人以上10万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	随時
提供先28	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第161項
②提供先における用途	昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であつて第百六十三条で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: right;">[1万人以上10万人未満]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	随時

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

◆介護保険

<宛名>

・宛名コード	・個人番号	・世帯コード	・氏名カナ	・氏名
・通称名カナ	・通称名	・生年月日	・性別	・続柄
・郵便番号	・住所	・住所方書	・住所コード	・住民区分
・住民日届出日	・住民日異動日	・住民日異動事由	・非住民日届出日	・非住民日異動日
・非住民日異動事由	・届出日	・異動日	・異動事由	・国籍
・入国目的	・在留期間	・在留期間満了日	・外国人住民となった日	・転入前郵便番号
・転入前住所	・転入前住所方書	・転出先郵便番号	・転出先住所	・転出先住所方書
・住民税情報	・医療保険情報	・老齢福祉年金情報	・送付先情報	・連絡先情報
・口座情報	・老人保健情報	・生活保護情報	・特記事項情報	・送達記録情報
・国民健康保険情報	・後期高齢者情報			

<資格>

・被保険者番号	・資格異動日	・資格届出日	・資格取得日	・資格喪失日
・一号該当日	・資格異動事由	・被保険者区分	・証発行情報	・施設入所情報
・境界層者情報	・適用除外情報	・負担割合情報		

<認定>

・申請日	・申請受理日	・申請区分	・申請理由	・申請者関係
・申請者氏名	・申請者住所	・申請者郵便番号	・申請者電話番号	・訪問調査希望日時
・調査実施場所	・調査票回収予定日	・調査委託日	・訪問調査日	・訪問調査開始時刻
・調査委託事業者	・訪問調査員	・調査結果入手日	・調査票番号	・かかりつけ医医療機関
・かかりつけ医	・意見書作成医療機関	・意見書作成医	・意見書作成依頼日	・意見書依頼書発行日
・診断命令書発行日	・意見書作成日	・意見書入手日	・一次判定日	・一次判定結果
・審査予定日	・二次審査日	・審査会会場	・合議体番号	・二次審査要介護区分
・サービス種類変更有無	・認定取消日	・サービス種類限定有無	・認定有効月数	・要介護認定日
・認定有効開始日	・認定有効終了日	・要介護認定理由	・認定通知書通知日	・処分延期事由
・処分延期決定日	・処分延期通知書発行日	・サービス種類限定情報	・転入者管理情報	・訪問調査情報
・訪問調査特記事項	・主治医意見書情報	・審査会意見情報	・2号被保険者情報	

<居宅>

・申請受付日	・届出日	・居宅有効開始日	・居宅有効終了日	・居宅サービス届出番号
・居宅介護支援事業者	・申請代理人	・給付管理票情報		

<国保連>

・受給者異動情報	・共同処理用受給者異動情報	・過誤申立情報	・再審査申立情報
・給付実績情報	・給付実績明細情報		

<償還>

・サービス提供年月	・申請書番号	・申請給付種類	・申請日	・受付日
・申請者との関係	・申請者事業者番号	・申請者氏名	・申請者郵便番号	・申請者情報
・申請者電話番号	・支払方法	・支払口座	・通知書送付先	・保険請求額
・利用者負担額	・審査年月	・支給決定日	・支払金額	・緊急時施設療養情報
・特定診療費情報	・食事費用情報	・福祉用具購入費情報	・住宅改修費情報	・居宅サービス計画費情報
・事前相談情報				

<高額>

・サービス提供年月	・申請日	・申請者との関係	・申請者事業者	・申請者氏名
・申請者郵便番号	・申請者住所	・申請者電話番号	・支払方法	・支払口座
・通知書送付先	・サービス費用額	・利用者負担額	・算定基準額	・支払済額
・高額支給額	・勧奨通知書作成日	・算定基準日	・算定世帯コード	・所得区分
・老福の有無				

<減免>

・減額申請日	・申請者との関係	・申請者氏名	・申請者郵便番号	・申請者住所
・申請者電話番号	・減額認定日	・減額結果通知書送付先	・減免額	・減額開始日
・減額終了日	・減額結果通知書作成日	・一割負担減免情報	・旧措置者減免情報	・社会福祉法人減免情報
・特定標準負担額減額情報	・訪問介護負担額減額情報	・特定入所者介護サービス情報		

<制限>

・一時差止対象者情報	・控除適用情報	・支払方法変更情報
------------	---------	-----------

<合算>

・高額合算申請情報	・高額合算支給決定情報	・高額合算自己負担額確認情報	・証明対象年度
・自己負担額証明書作成日	・自己負担額証明書整理番号	・対象となる計算期間自一至	・被保険者証番号
・自己負担額合計	・保険者名	・保険者郵便番号	・保険者住所
・計算結果送付先名称	・計算結果連絡票送付先郵便番号	・計算結果送付先住所	・保険者電話番号

<事業>

・総合事業対象者情報

<賦課>

・賦課年度
・所得段階

・徵収方法
・保険料額

・賦課期日
・減免情報

・賦課更生事由
・特徴年金情報

・賦課更生日
・特徴年金情報(介護)

<調定>

・賦課年度
・納期限

・調定年度

・徵収方法

・期別

・期別保険料額

<収納>

・賦課年度
・保険料収納金額
・消込日
・分納情報

・調定年度
・延滞金額
・過誤納情報

・徵収方法
・督促手数料額
・還付充当情報

・期別
・収納日
・督促催告情報

・収納種別
・領収日
・滞納情報

III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>＜当区における措置＞</p> <p>特定個人情報の入手先を以下の中に限定し、特定個人情報を入手しないよう下記のことを行う。</p> <p>①システムで担保：予め定められたインターフェイス仕様に基づき、取得する方法が限定されているため対象者以外の情報や必要以上の情報を入手しないようする。</p> <p>②研修：対象者以外の情報、必要な情報以外の入手が行われないように研修等を通じ職員の教育を徹底する。</p> <p>③本人確認：個人番号カードや身分証明書の提示を受け、さらに聞き取りを行なうなど厳格な本人確認を徹底する。</p> <p>＜サービス検索・電子申請機能における措置＞</p> <p>住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行なうことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>＜当区における措置＞</p> <p>○不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置</p> <p>アクセスした処理によって、アクセスログに残された内容から処理目的を認識できる。</p> <p>○特定個人情報が不正確なリスクに対する措置</p> <p>特定個人情報の正確性確保の措置として入手した特定個人情報は、住民基本情報と突合し、正確性を確保を行なう。住民登録外の場合は、住民基本台帳ネットワークシステムにて照会し正確性を確保する。</p> <p>＜サービス検索・電子申請機能における措置＞</p> <p>○不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置</p> <p>住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。</p> <p>※個人番号付電子申請データはzipファイルで受領する。その中に電子証明書や申請書データ(PDF形式)、添付書類などが含まれている。</p> <p>○入手した特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p> <p>サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。</p>	

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から介護保険情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている 必要な情報以外に紐付けられないようにシステム上制限している。
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	--

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、2要素認証による認証を行う。 人事異動により不要になったIDは迅速に削除し使用権限をなくす。 職員毎に個人番号の参照権限を設定し、参照権限を有する職員のみ個人番号を参照可能とする。 成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。

その他の措置の内容	<p>端末に覗き見防止フィルターを貼付することで、操作者以外には画面見えづらくしている。</p> <p>職員へのセキュリティ対策研修にて、以下の事項を周知・指導し、不正な利用を抑止している。</p> <ul style="list-style-type: none"> システムの操作履歴(操作ログ)を記録していること。 端末から長時間離れる際はログオフすること。 不正使用は処罰の対象になること。 自身がログインした状態で他の職員にシステムを利用させないこと。
-----------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	--

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク>

- システムのバックアップデータ等には厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。
- 介護システムの利用に際して、個人IDと生体認証でのログインが必要であり、外部の者に操作権限を与えていない。
- 外部媒体への読み書きができないよう端末を制御している。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

リスク：委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託先に対して、個人情報の保護に関する法令に基づき、特定個人情報を含む介護保険情報について以下の点を遵守するよう契約している。 ・直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また契約期間満了後も同様とする。 ・個人情報を業務の目的以外に使用してはならない。また第三者に提供してはならない。 ・個人情報の全部または一部を許可なく複写し、または複製してはならない。許可を受けて複写または複製したときは、当該複写物または複製物を焼却または裁断等により利用できないように処分しなければならない。 ・個人情報の授受、保管および管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の消滅、き損等の事故を防止しなければならない。 ・契約を終了したときまたは委託者が請求したときは、その保有する個人情報を直ちに返還しなければならない。 ・委託者は、個人情報の管理状況について隨時に立入検査または調査をし、必要な報告を求め、または委託事務の処理に関して指示を与えることができる。 ・事故が生じたときには、直ちに委託者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって報告し、委託者の指示に従わなければならない。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先と同等のリスク対策を実施する。
他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託における他のリスク及びそのリスクに対する措置	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 提供・移転しない

リスク：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 定めている <input type="checkbox"/> 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号利用法で定められた事項および個人情報の保護に関する法令の定めに従いルールを遵守する。 【ルールの内容】 誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行うとともに、マニュアルの内容について職員に対し教育を行う。 【ルール遵守の確認方法】 管理責任者が定期的にマニュアルどおりに運用しているか確認する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 接続しない（入手） 接続しない（提供）

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>
--

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	<p>[十分に行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
その内容	
再発防止策の内容	

その他の措置の内容	<p>【物理的対策】</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータ保管している。 <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>【技術的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期チェックを行うとともに、ウイルスパターン更新も隨時行っている。 ・独立したネットワークを使用しているため、外部から侵入不可となっている。 ・クライアント運用管理ソフトウェアを導入し、クライアントPCやソフトウェアを一元管理している。 ・端末から情報を抜き出せないよう媒体に出力できない仕様としている。 ・OSには隨時パッチ適用を実施している。 <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</p> <p>⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>
-----------	--

リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
8. 監査				
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検	[<input checked="" type="checkbox"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、個人情報の保護に関する法令に基づき秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・セキュリティ事故の情報を課内で共有するため、全員に回覧している。 ・全庁的な研修として、eラーニングによる情報セキュリティ及び個人情報保護研修を行っている。 ・住基ネット関係職員に対して、初任時に、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>			
10. その他のリスク対策				
<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>				

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	140-8715 東京都品川区広町2-1-36 品川区役所 高齢者福祉課
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	「1.①請求先」と同じ
②対応方法	—

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価

①実施日	令和6年12月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)

2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】

①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—

3. 第三者点検【任意】

①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1	保健予防課	税務課 ※なお、この変更に合わせて、「法令上の根拠」及び「移転先における用途」、「移転する情報」、「移転する情報の対象となる本人の数」、「移転する情報の対象となる本人の範囲」も変更した。	事前	特定個人情報の提供に関する条例の確定に伴い移転先の記述を整理した。
平成29年9月30日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能		以下の<個人番号関連>および<要介護認定>の項目を追加 <個人番号関連> ①検索機能 ・個人番号により検索する機能 ②表示機能 ・被保険者資格管理等に用いる画面に個人番号を表示する機能 ③情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会機能 ・情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、各医療保険者及び各後期高齢者広域連合から、医療保険給付関係情報を取得し、表示する機能 ・情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、市町村長から、地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報を取得し、表示する機能 ・情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、厚生労働大臣若しくは日本年金機構等から、年金給付関係情報を取得し、表示する機能 ④情報提供ネットワークシステム等を通じた情報提供機能 ・介護保険システムが抱えている住登外データを団体統合宛名管理システムへ送付する機能 ・情報提供ネットワークシステムを通じた照会に対し、介護保険給付関係情報を提供する機能 次葉に続く	事前	重要な変更
平成29年9月30日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能		前葉からの続き ⑤国保連合会への情報提供機能 ・被保険者の異動、要介護認定情報に関する情報を受給者異動連絡票情報として抽出し、国保連合会へ送付する機能 ⑥セキュリティ機能 ・個人番号の参照を抑制する職員権限の強化機能 ・アクセスログ取得機能等 <要介護認定> ①要介護申請情報の管理・受給資格証明書の発行 ②要介護認定調査、主治医意見書情報の管理を行う。 ③要介護認定情報の管理を行う。 <受給者>の項目を削除し、<受給者>①を<要介護認定>の項目へ、<受給者>②を<給付>の項目へ統合した。	事前	重要な変更
平成29年9月30日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3		認定システムの記載を削除 ※介護保険システムに統合されるため。認定システムの記載を削除した関係で、システム1からシステム3の順番を整理した。システム1を介護保険システム(変更前はシステム2)に、システム2を宛名システム(変更前はシステム1)、システム3に中間サーバー(変更前はシステム5)	事前	重要な変更
平成29年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託	再委託する。	再委託しない。	事前	重要な変更
平成29年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目		新システムが保有している項目名に変更したため、すべて変更	事前	事前通知事項(行政機関のみ)
平成29年9月30日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	十分に行っている。 具体的な方法:委託先と同等のリスク対策を実施する。	記載削除。 ※再委託をしないため。	事前	重要な変更
平成29年9月30日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能		<個人番号関連>⑤国保連合会への情報提供機能の項目に以下の一文を追加 ・要介護認定等データを抽出し、認定ソフト2018を通じて国保連合会にデータを送付する機能	事前	

令和3年2月15日	II 特定個人情報ファイルの概要6. 特定個人情報の保管・消去	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館及びサーバー室への入室は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事前	軽微な修正
令和3年2月15日	IIIリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>※(2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事前	軽微な修正
令和3年2月15日	IIIリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク2: 不正な提供が行われるリスク	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事前	軽微な修正
令和3年2月15日	IIIリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去①物理的対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することができないよう、警備員などにより確認している。	事前	軽微な修正
令和3年2月15日	IIIリスク対策9. 従業者に対する教育・啓発	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事前	軽微な修正
令和4年10月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	—	③情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会機能 ・デジタル庁から公的給付支給等口座情報(以下「公金受取口座情報」といいます。)を取得し表示する機能	事前	重要な変更
令和4年10月21日	II 特定個人情報ファイルの概要2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	—	その他 公金受取口座情報 その妥当性 公金受取口座情報:被保険者が希望した場合に限り情報保有機関へ照会して取得し、給付金等の支給事務に用いるために記録するもの。	事前	重要な変更
令和4年10月21日	II 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ⑤使用方法	—	①行政機関・独立行政法人等 デジタル庁 ⑤介護保険関係事務の支給要件の確認及び保険料の還付 ・情報連携を行い、公金受取口座情報を取得する。	事前	重要な変更
令和6年12月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一の68の項 ・番号法第9条第2項 ・品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月10日条例第59号)第4条第1項、同条第2項、同条第3項	・番号法第9条第1項 別表の100の項 ・番号法第9条第2項に基づく条例(品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月10日条例第59号)第4条第1項、同条第2項、同条第3項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事後	
令和6年12月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 別表第二における情報提供の根拠: 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,46,56-258,61,62,80,81,83,87,88,90,93,94,95,97,108,109,117,120項 別表第二における情報照会の根拠: 93,94項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】 2, 3, 6, 7, 11, 15, 27, 38, 42, 56, 65, 69, 70, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 116, 125, 128, 131, 132, 137, 144, 145, 161の項 【情報照会の根拠】 131, 132の項	事後	
令和6年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	再委託なし	再委託する	事後	
令和6年12月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	システム運用委託先業者のデータセンターにおける措置	ガバメントクラウドにおける措置	事前	
令和6年12月1日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	システム運用委託先業者のデータセンターにおける措置	ガバメントクラウドにおける措置	事前	
令和6年12月1日	V 評価実施手続き	令和4年9月1日	令和6年12月1日	事前	

令和6年12月1日	別添3 特定個人情報ファイル提供先一覧	①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第二	①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後
令和7年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>＜紙ファイルについての措置＞</p> <p>・紙ファイルは鍵のかかる棚に保管する。</p> <p>＜サービス検索・電子申請機能における措置＞</p> <p>システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。</p> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <p>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。</p> <p>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</p> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	<p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。</p> <p>なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <p>・ISO/IEC27017、ISO・IEC27018の認証を受けている。</p> <p>・日本国内でデータを保管している。</p> <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>＜紙ファイルについての措置＞</p> <p>・紙ファイルは鍵のかかる棚に保管する。</p> <p>＜サービス検索・電子申請機能における措置＞</p> <p>システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。</p> <p>＜ガバメントクラウドにおける措置＞</p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <p>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。</p> <p>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</p> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	事前
令和7年7月1日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離とともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離とともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事前

<p>令和7年7月1日</p>	<p>III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	<p>【物理的対策】 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>【技術的対策】 ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期チェックを行うとともに、ウイルスバーエン更新も随時行っている。 ・独立したネットワークを使用しているため、外部から侵入不可となっている。 ・クライアント運用管理ソフトウェアを導入し、クライアントPCやソフトウェアを一元管理している。 ・端末から情報を抜き出せないよう媒体に出力できない仕様としている。 ・OSには随時バッチ適用を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②ウイルス対策ソフトを導入し、バーエンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティバッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和7年7月1日</p>	<p>III リスク対策 10. その他のリスク対策</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</p>	<p>事前</p>
<p>令和7年7月1日</p>	<p>I. 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容</p>	<p>品川区は「介護保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を介護保険にかかる以下の事務において取り扱う。</p>	<p>品川区は「介護保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下、「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を介護保険にかかる以下の事務において取り扱う。</p>	
<p>令和7年7月1日</p>	<p>I. 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容</p>	<p>・番号法第9条第1項 別表の100の項 ・番号法第9条第2項に基づく条例(品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月10日条例第59号)第4条第1項、同条第2項、同条第3項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条</p>	<p>・番号利用法第9条第1項 別表の100の項 ・番号利用法第9条第2項に基づく条例(品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月10日条例第59号)第4条第1項、同条第2項、同条第3項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条</p>	

令和7年7月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の内容	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】 2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、131、132、137、144、145、161の項 【情報照会の根拠】 131、132の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供の根拠】 2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、131、132、137、144、145、161の項 【情報照会の根拠】 131、132の項	
令和7年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報③対象となる本人の範囲 その必要性	介護保険業務における事務処理にあたり、番号法第9条第1項別表の100の項の規定により、被保険者の個人番号を管理する必要があるため。	介護保険業務における事務処理にあたり、番号利用法第9条第1項別表の100の項の規定により、被保険者の個人番号を管理する必要があるため。	
令和7年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報④記録される項目 その妥当性	番号法第9条第1項別表の100の項の規定に定められた業務を行う為に必要となる項目であるため。 ・個人番号: 対象者の特定や申請書の名寄せ・突合を行うため。 ・その他識別情報(宛名番号): 個人番号や住民基本情報との紐付けに使用するため。 ・連絡先等: 被保険者等への問い合わせのため。 ・4情報、その他住民票関係情報: 送付先等の把握、介護保険料の賦課期日の判定などをを行うため。 ・地方税関係情報: 介護保険料の算定や負担割合、高額サービス費等の判定を行うため。 ・健康・医療関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報: 介護保険被保険者資格の確認や介護保険料減免申請があった場合の要件確認等を行うため。 ・生活保護・社会福祉関係情報: 介護保険料の算定を行うため。 ・介護関係情報: 介護保険資格管理や介護保険料賦課・収納、要介護認定、介護給付の事務を行うため。 ・年金関係情報: 年金特別徴収情報を連携するため。 ・災害関係情報: 災害による減免処理のため。 ・公金受取口座情報: 被保険者が希望した場合に限り情報保有機関に照会して取得し、給付金等の支給事務に用いるために記録するもの。	番号利用法第9条第1項別表の100の項の規定に定められた業務を行う為に必要となる項目であるため。 ・個人番号: 対象者の特定や申請書の名寄せ・突合を行うため。 ・その他識別情報(宛名番号): 個人番号や住民基本情報との紐付けに使用するため。 ・連絡先等: 被保険者等への問い合わせのため。 ・4情報、その他住民票関係情報: 送付先等の把握、介護保険料の賦課期日の判定などをを行うため。 ・地方税関係情報: 介護保険料の算定や負担割合、高額サービス費等の判定を行うため。 ・健康・医療関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報: 介護保険被保険者資格の確認や介護保険料減免申請があった場合の要件確認等を行うため。 ・生活保護・社会福祉関係情報: 介護保険料の算定を行うため。 ・介護関係情報: 介護保険資格管理や介護保険料賦課・収納、要介護認定、介護給付の事務を行うため。 ・年金関係情報: 年金特別徴収情報を連携するため。 ・災害関係情報: 災害による減免処理のため。 ・公金受取口座情報: 被保険者が希望した場合に限り情報保有機関に照会して取得し、給付金等の支給事務に用いるために記録するもの。	
令和7年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	番号法第9条第1項別表の100の項の規定に定められた業務を行う為に必要となる項目であるため。 ・資格管理 ・保険料の賦課・徴収 ・要介護(要支援)認定、保険給付	番号利用法第9条第1項別表の100の項の規定に定められた業務を行う為に必要となる項目であるため。 ・資格管理 ・保険料の賦課・徴収 ・要介護(要支援)認定、保険給付	
令和7年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	①被保険者資格の管理 ・年齢到達・転出入・死亡等の各種住民票異動情報を連携し、被保険者の資格異動情報の管理を適切に行うために使用する。 ②保険料計算及び賦課 ・被保険者とその世帯員の地方税関係情報及び生活保護受給情報を各情報保有機関と情報連携し賦課・更正等の保険料計算を行うために使用する。 ・減免申請の要件確認に地方税関係情報・生活福祉関係情報を参照するために使用する。 ③保険料徴収 ・被保険者の保険料収納情報を管理及び保険料徴収方法の管理のために使用する。 ④要介護認定 ・転入者の要介護(要支援)認定を引き継ぐため前住所地の認定情報を参照するために使用する。 ・2号保険者(65歳未満)の医療保険関係情報を参照するために使用する。 ⑤介護保険給付 ・負担割合証、負担限度額証の発行、高額介護高額サービス費、高額医療合算介護高額サービス費の支給および福祉用具購入費、住宅改修費の支給に地方税関係情報・生活福祉関係情報を参照するために使用する。 また、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定された情報連携を実施するために使用する。 ⑥介護保険関係事務の支給要件の確認及び保険料の還付 ・情報連携を行い、公金受取口座情報を取得する。	①被保険者資格の管理 ・年齢到達・転出入・死亡等の各種住民票異動情報を連携し、被保険者の資格異動情報の管理を適切に行うために使用する。 ②保険料計算及び賦課 ・被保険者とその世帯員の地方税関係情報及び生活保護受給情報を各情報保有機関と情報連携し賦課・更正等の保険料計算を行うために使用する。 ・減免申請の要件確認に地方税関係情報・生活福祉関係情報を参照するために使用する。 ③保険料徴収 ・被保険者の保険料収納情報を管理及び保険料徴収方法の管理のために使用する。 ④要介護認定 ・転入者の要介護(要支援)認定を引き継ぐため前住所地の認定情報を参照するために使用する。 ・2号保険者(65歳未満)の医療保険関係情報を参照するために使用する。 ⑤介護保険給付 ・負担割合証、負担限度額証の発行、高額介護高額サービス費、高額医療合算介護高額サービス費の支給および福祉用具購入費、住宅改修費の支給に地方税関係情報・生活福祉関係情報を参照するために使用する。 また、番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定された情報連携を実施するために使用する。 ⑥介護保険関係事務の支給要件の確認及び保険料の還付 ・情報連携を行い、公金受取口座情報を取得する。	
令和7年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1～28 ①法令上の根拠	・番号法	・番号利用法	
令和7年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1～28 ②提供告に付ける用語	旧番号法の記載	最新の番号利用法の記載に修正	
令和7年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1～28 ③提供オプション	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報	

令和7年7月1日	III.リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>番号法で定められた事項および個人情報の保護に関する法令の定めに従いルールを遵守する。</p> <p>【ルールの内容】 誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行うとともに、マニュアルの内容について職員に対し教育を行う。</p> <p>【ルール遵守の確認方法】 管理責任者が定期的にマニュアルどおりに運用しているか確認する。</p>	<p>番号利用法で定められた事項および個人情報の保護に関する法令の定めに従いルールを遵守する。</p> <p>【ルールの内容】 誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行うとともに、マニュアルの内容について職員に対し教育を行う。</p> <p>【ルール遵守の確認方法】 管理責任者が定期的にマニュアルどおりに運用しているか確認する。</p>	
令和7年7月1日	III.リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するための機能。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	